

## 第4回小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 議 事 概 要

平成22年4月28日(水)

14:00~16:00

小田原箱根商工会議所

### 1. 開会

### 2. 会長挨拶

石橋会長

- ・最近の経済状況は、海外経済の改善や政府の緊急経済対策により、景気の回復の兆しが見受けられるが、一方では雇用環境の悪化などの問題もあり、政府の4月の月例経済報告では3月期同様「景気は、着実に持ち直してきているが、なお、自立性は弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。」と判断している。
- ・タクシー事業においては、需要の改善が進まず、低迷が続く苦しい経営環境が続いている。本協議会において、委員の皆様より御意見をいただき、一刻も早くタクシー事業者自身が事業の改善を図るために地域計画を策定したいと考えているので、御協力の程よろしくお願ひしたい。
- ・本日は、前回の第3回協議会でお示した地域計画(案)に対する意見を踏まえ、事務局において検討、修正しました地域計画(案)を示させていただくこととしており、皆様方から忌憚のない意見等よろしくお願ひしたい。
- ・協議会メンバーとして参加いただける予定であったJR小田原駅長様より、協議会に一度も参加していないことから、地域計画の合意は難しいとの申し出があり、委員を辞めたいとのこと。以上の理由により、JR小田原駅長を本協議会の構成員から外すために設置要綱の改正を行うので、協議の程お願ひしたい。

### 3. 議事

小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱一部改正について  
事務局より、要綱変更の説明を受け、構成員満場一致により要綱の変更を承認

小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画について  
事務局より、地域計画(案)について、資料1を説明

会 長 | ・「地域計画」案を議決したい。なお、本日欠席の委員からは、事前に合意する旨の確認を行っている。

事務局より、地域計画の議決に関する説明

会 長 | ・それでは、地域計画(案)を小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会の地域計画として策定の議決をしたいと思うが、委員の皆様のご承認をいただけるか。

- |     |   |
|-----|---|
| 各委員 | ・合意。  |
| 会長  | ・ただいまの議決をもって、本案を全会一致で小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会の地域計画とする。  |
| 各委員 | ・賛同。  |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日議決された地域計画については、法第9条第5項の規定に基づき、5月中を目途に協議会として会長名で、神奈川運輸支局及び神奈川県タクシー協会のホームページで公表したいと考えている。</li> <li>・また、法第10条第2項の規定に基づき、実施主体とされた者以外の者に対して、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することとしたい。</li> <li>・今後は、タクシー事業の現状について把握、分析を行うとともに地域計画に定められた目標の達成状況の検証・評価を行うことになるが、要綱第5条第11項において「協議会は、定期的を開催することとする。」となっており、地域計画作成後も定期的を開催する予定なので御協力の程お願いしたい。</li> <li>・なお、次回開催については、今後の特定事業計画の進捗状況等を踏まえ、開催したい。</li> </ul> |
| 会長  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の皆様には、大変示唆に富む貴重な御意見、活発な議論をいただき、まことにありがとうございました。本日いただいた御意見等については、私の方で責任をもって修正する。</li> <li>・本協議会にて策定した地域計画に基づき、今後はタクシー業界が利用者に対するサービスの向上、利用者ニーズに即した事業の展開、労働条件の改善等に取り組む特定事業計画を作成し、認定を受け実施に移していくこととなるが、本法律及び本地域計画の主旨を十分に御理解の上、地域計画に定められた事業の推進に努めていただき、小田原交通圏のタクシー事業の適正化、活性化に向け取り組んでいただきたい</li> </ul>   |

#### 4. 閉会

(配布資料)

議事次第

委員名簿

配席図

資料1 小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱(案)

資料2 小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画(案)